

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	1 作業部会（書面審議） 平成24年4月17日から5月11日まで 2 会議 平成24年5月23日（水）最高裁判所予備室
委員	委員長 野澤正充（立教大学大学院法務研究科委員長） 委員 相川信一（元会社役員） 委員 深山雅也（弁護士）
対象期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
契約の現状等の説明	1 システム関連調達における予定価格の積算について 2 システム関係調達における1者入札の状況等について 3 システム関連調達における随意契約の見直について 4 最高裁判所調達物品（図書等）及びシステム・サーバ機器等実地調査
審議案件（12件）	別紙1記載のとおり
次回抽出委員の指定	深山委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙2記載のとおり（作業部会における意見書等を含む。）
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

平成 2 4 年度第 1 回契約監視委員会審議案件一覧

No.	契 約 案 件 名・契約庁	契約金額(円)	契約年月日	契約方式 ・備考
1	裁判所用法律雑誌記事等検索システム「 判例秘書. J P . C O U R T S」の利用 等 (H20年度最高裁)	94,500,000	H20.4.1	随意契約
2	民事執行事件処理システムの保守等 (H20年度最高裁)	189,000,000	H20.4.1	一般競争入札 (総合評価)
3	民事裁判事務支援システムの運用 (H20年度最高裁)	51,660,000	H20.4.1	一般競争入札
4	裁判所ウェブサイト等の保守等 (H20年度最高裁)	75,870,900	H20.4.1	一般競争入札
5	検察審査員候補者名簿管理システムの開 発 (H20年度最高裁)	24,990,000	H20.4.1	一般競争入札

6	督促手続オンラインシステムの運用保守 (H20年度最高裁)	149,940,000	H20.4.1	一般競争入札 (総合評価)
7	期日進行管理プログラム(家事事件用等) , 調停委員出勤管理プログラム及び後 見事件管理プログラムの運用保守 (H20年度最高裁)	44,100,000	H20.4.1	一般競争入札
8	督促手続オンラインシステムの運用保守 (12月以降分) (H21年度最高裁)	42,000,000	H21.11.25	一般競争入札
9	裁判所職員用ポータルサイトの保守等 (H21年度最高裁)	12,600,000	H21.4.1	一般競争入札
10	裁判所ウェブサイト等の保守等 (H21年度最高裁)	107,185,050	H21.4.1	一般競争入札
11	督促手続オンラインシステムの運用保守 (H21年度最高裁)	112,875,000	H21.4.1	一般競争入札
12	人事事務処理システムの改修(税制改正 対応等) (H22年度最高裁)	10,788,750	H22.11.8	随意契約 (不落随契)

(別紙 2)

質 問 ・ 意 見	回 答
議論の前提として、システム関連調達における 1 者入札の概要を説明されたい。 次に、対象案件における予定価格の積算内容についてその概要を説明されたい。 1 システム関連調達における予定価格の積算について	平成 20 年度から 23 年度までの調達類型別入札者数割合の推移を見ると、1 者入札の割合は、73%から 46%と年度の経過とともに減っている。 なお、平成 23 年度について、前年度入札総件数 124 件から 102 件に減少したのは、複数者入札が見込める案件を再度精査し、スケールメリットを出すために入札案件を集約した結果である。 抽出案件にかかる予定価格の積算方法の概要は、概ね次のとおりである。 ① 予定価格の積算は、まず、裁判所積算金額を算出するが、これは、原則として、工数に（人工）単価を乗じて算出する。 ② 上記工数は、見積書又は過去の実績を基礎に算出している。1 者応札の場合は、比較する見積工数が存しないため、必ず C I O 補佐官の査定を受けている。 ③ 単価は、システム関連業者約 20 社に対して実情調査等を行い、その結果に基づいて裁判所の基準単価を毎年度更新して定めている。 ④ 上記単価を当てはめて、工数に乘じることにより積算金額を算出した後、更に、参考見積書で提出された金額と積算金額を比較、修正した上で、最終的な予定価格を決定している。

○ C I O 補佐官による査定が外部専門家による意見ということか。	そうである。 C I O 補佐官は、全国の裁判所の情報化関連業務を総括する C I O（情報政策課長）を補佐し、システム関連業務の評価、分析、最適化計画の策定や調達等に関する施策について支援助言をする外部専門家であり、各府省庁にも設置されている。裁判所では、システムソリューション関連業者と企画競争方式による契約を締結しており、当該契約に基づき、C I O 補佐官と同補佐官補助者を配置している。当該契約においては、当然のことながら、機密保持のほか、調達の公平性を確保するため、受託業者等は最高裁のシステム関連業務について受注できないといった条件を付している。
○ 単価の決定は、貴局において実施した調査に基づいているということか。	翌年度の単価を決定するため、アンケートを前年度の秋頃から開始し、回収した結果に基づき、区分、金額等の基準単価を決定している。 案件ごとに見積書を徴取し、それに基づき予定価格を算定する方法もあると聞いているが、裁判所の場合は上記方法により年間の基準単価を定めた上で、更に徴取した見積金額等も加味しながら最終的な予定価格を決定している。
○ 抽出案件にかかる予定価格の積算方法、その決定方法については、いずれも、市場価格や外部専門家の意見を反映した適正なものである、と評価することができる。	
2 システム関係調達における 1 者入札の状況について ○ 対象案件の多くが 1 者入札に至った	主として裁判事務が対象ということか

原因について、事務局として把握している情報、講じている改善策等について説明されたい。	ら、多岐にわたる裁判業務の内容を詳細かつ正確に把握する必要があることや、汎用性に乏しいという点から、参加すること自体にメリットを感じる業者が少ないと推測している。また、応札しなかった業者に対し、その理由を事実上聴取した結果によれば、保守契約について、既存機器が自社の得意とするメーカーではない、業務のレベルや規模から、人員の確保が困難である、システムに利用されているソフトウェアについて精通している技術者がいない、特に府省共通システム等との連携部分についてリスクがあるという理由があげられている。以上を踏まえ、競争性を確保するために、入札日と開札日を分けるといった手段を講じるとともに、参加しやすい環境作りとして、調達スケジュールを前倒しして、資料閲覧の機会を十分に与え、しっかり内容を把握してもらう、閲覧資料そのものを充実させる、厳しい縛りのある仕様を解消するといった工夫を重ねてきたところである。当然、業者への地道な声掛けもおこなっているが、開発設計業者に対し、保守計画案等を提出させるなどして、その内容を保守にバトンタッチできるような環境作りもしている。引き続き、予算の問題を考慮しながら、開発と保守の一本化、保守の複数年契約化について検討するとともに、他府省のアイデア等についても情報収集しながら改善に取り組んで参りたい。 なお、22年度以降の1者入札における入札の経過を見ると、年々確実に1回で落札するケースが少なくなってきている。また、1者入札案件については、3回までの間に落札決定に至らなかったものの割合も増加しており、これは1者入札の場合であっても、予定価格の積算を緻密に算定することによる結果であると
---	---

○ 状況が若干改善されたとはいえ、システムについては、一度その業者を入れると、その後の契約に別業者を入れないという事情があるか。 ○ 裁判所事業に関するシステム調達事業については、業務の性質に照らし、他の分野への汎用性に乏しいシステムに関する調達になること、新たに参加する業者から見て、引き受けるリスクに見合ったリターンが確保しにくいという事情等もあってか、入札に参加する業者が少なく、結果として1者入札になりがちであり、競争性の確保が困難となる傾向にあるが、こうした状況の改善のために、これまでも公告期間を十分に確保するとともに、閲覧資料等の充実を図り、また、関係資料の閲覧等の機会を十分に確保する、過剰仕様を見直すなどして、入札者の増加を図る努力が続けられており、その結果、この4年間で1者入札件数が半減するなど相応の成果をあげている。以上の状況に照らすと、1者入札事案の低減化に向けた改善の努力がなされていると評価することができる。 ○ しかしながら、システム関連調達に	見ている。 システムに限らず、競争を働かせるためには、いかに参加業者を多くするかが大きなポイントになると承知している。ただ裁判所のシステムの場合は、前述のとおりハードルが高い面があるため、そのハードルをどのレベルに持って行くのかという検討と、いかに新規業者が参加しやすい環境を作るかという要請との間の調整が難しいところである。そうした調整を重ねながら、また、従前の委員会でご意見をいただいた複数年契約等についても検討しており、今後ともより経済的な調達ができるよう、改善を重ねていくこととしたい。
---	---

おける 1 者入札問題については、現状、即効性のある解決策は見出せず、短期間で劇的な改善が期待できないだけに、今後とも地道な改善努力の継続が必要である。 ○ 種々の改善努力にもかかわらず、結果として契約相手方が固定化している案件、あるいは、1 者入札のため調達金額が高止まりしている案件については、調達手続が惰性に陥らないよう注視する必要がある。 3 システム関連調達における随意契約の見直しについて ○ 性質随意契約に抛らざるを得なかった理由、あるいは競争性確保のための取り組み等について、説明されたい。 ○ 裁判所用にカスタマイズしたことが理由になっているが、その内容	例えば、業務効率を上げるよう、既製品を裁判所用にカスタマイズして使い続けていたものであるため、性質随契として契約せざるをえなかったという案件があるが、性質随契は 1 者入札以上に問題があるという指摘もあるため、平成 24 年度から、仕様を見直して競争入札に移行した。市場を調査すると、全く同じものはないが、同様のサービスを提供しているというものが増えており、まずは入札に付することでオープンにし、広く募ってみることが必要であると考えている。ご承知のとおり、性質随契では外から契約内容が分からないが、入札に移行すると、公告を見て関心を持った業者から新たな提案を受ける可能性がある。そうした効果を期待して順次入札に移行しているところであり、現在では、従前のような形の性質随契はほとんどない状態に改善していると認識している。 既製品のままでは、使用する際の利便性について不足しているものである。例
---	---

はどのようなものか。 ○ そうした内容からすると、本来のカスタマイズというよりは、むしろ既製品のバージョンアップと考えられる。裁判所固有の、裁判所だけに意味のあるカスタマイズであれば、他の利用者には関係ないが、そのような内容であれば、他の業者が自由な意味で対応するということもあると考えられる。 ○ 市場における競争が激しくなっていることも考えると、そうした取組は期待できるであろう。 ○ 本契約は１年契約であるが、仮に、毎年別の業者に代わった場合には、利用者サイドから「せっかく慣れたところなのに、代わってしまうのか」といった要望が出ないものか。 ○ やむをえない合理的な理由がある場合にのみ性質随意契約を行っているが、そのような例外を除いては、競争性のある入札形式へと改善されていると考えられる。今後も、できる限り、競争性のある入札形式へと移行することが望まれる。 ○ 引き続き改善に向けた努力が求められるが、一方で、やむを得ない理由か	えば一定の条件下における検索スピード、関連付け等について、利用者が必要とするニーズを満たしていなかったため、カスタマイズしたものである。 現在の状況下では、一定の機能を付けて欲しいという要望について、複数社から提案を受けられるのではないかと見ている。以前は業者の絶対数が少なかったため、特注的な仕様とせざるを得なかったが、市場も徐々に変化してきていることから、２４年度を機に、入札に付し、広く業者に声を掛けることにした。今後とも、市場の変化を踏まえながら、臨機応変に対応していこうと考えている。 そうした現場の要望は強く、入札に移行する際に議論にもなった。保守契約の場合と同様に「複数年ならできる」という業者が存しているのではないかとと思われることから、予算との兼ね合いがあるものの、複数年で契約できないか調査・検討している。業者も参加しやすくなり、使う側にもメリットがあると考えている。
--	---

ら随意契約になっている調達については、それが長期に亘って固定化し、結果として形骸化に陥ることがないように、その調達手続について、透明性、公平性の観点から定期的な見直しが必要と思われる。 ○ 性質上入札手続になじまない調達であるために締結される性質随意契約については競争性を確保することが困難であるが、予定価格以下での入札が無かったために締結される不落随意契約については、入札者の確保に向けた入札方法の改善・工夫などを通じて競争性の確保に向けた努力がなされている。よって、競争性のない随意契約の改善等の状況について、特段の問題は認められない。 4 最高裁判所調達物品（図書等）及びシステム・サーバ機器等実地調査を実施	
--	--